

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和2年10月19日)

開催日及び場所		令和2年9月8日(火) 北陸農政局第1・第2会議室			
委員		長原 悟 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和2年1月1日～令和2年6月30日			
審議対象案件		419件 うち、1者応札(応募)案件142件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率1.7%) (抽出率3.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応募案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		抽出なし	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		1件 うち、1者応募案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型） 関川用水農業水利事業 上江幹線用水路（馬屋・福島隧道他）補修工事（第1回変更）</p>	
	<p>◆入札参加予定だった2者の内1者の辞退理由が、配置予定技術者が配置できなくなったとの理由だが、技術者は何人必要なのか、また、兼任はできないのか。</p> <p>◆入札公告から着工までの期間が短かったために参加者が少なかったという説明だったと思うが、期間の基準のようなものはあるのか。</p> <p>◆どの程度まで入札公告を早くできるのか。</p> <p>◆工期の何日前に公示するとか決めて、早めることはできないのか。</p> <p>◆結果的に1者応札となったことから考えて、参加要件を新潟県内に本社があることが必要となっているところ、例えば富山県まで広げるといったことはできないのか。</p> <p>◆本件は、変更契約なのか。</p>	<p>◆配置予定技術者とは、工事施工の責任者となる主任技術者又は監理技術者のことで、1級又は2級土木施工管理技士等の資格を有する技術者1名が必要となります。</p> <p>◆入札公告から入札参加申請の期限までは標準的な約10日間を確保しており、説明したのは、配置予定技術者を確保するためには、入札公告を少しでも早めに行うようにしたいということです。</p> <p>◆各事業所では多くの工事を抱えており、実際にどのくらいまで早くできるかということは、ここでお答えすることはできませんが、少しでも早くできるよう準備をしていくようにしたいと考えているところです。</p> <p>◆入札公告の前に、発注予定情報というものを北陸農政局のホームページ等で公表しており、それに基づいてある程度の準備はできるのではないかと考えています。</p> <p>◆そういったことも今後の検討課題としたいと思います。</p> <p>◆当初契約は令和元年7月で、第1回変更を本年3月に行っています。変更の内容は、想定以上の出水があったため、水抜き工の数量が増加したことが主なものです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>2 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型）</b> 射水平野国営施設機能保全事業 東部・西部排水機場改修その2工事</p>	
	<p>◆企業評価の地域への貢献で、災害協定と災害活動の違いは何か。</p> <p>◆入札手続の途中で、例えば入札参加申請が少なかった場合に改めて範囲を広げてやり直すとかいうことはできないのか。</p> <p>◆予定価格の算定方法で、見積活用方式とあるが、どういう方式なのか。</p> <p>◆既設排水機場のジャンカの状況がひどいが、施工不良等ではないのか。</p> <p>◆今回補修して数年後に、更新（建替え）とはならないのか。</p>	<p>◆災害協定は地方自治体と協定を締結していれば加点され、災害活動は活動実績が過去3年間にあれば加点されます。除雪作業も災害活動として認められます。</p> <p>◆一般競争の場合、入札公告した後は、参加者が少なくともその条件で進めるのが原則です。</p> <p>◆実勢価格と発注者積算に乖離がある工種が含まれる工事の場合に使用する方式であり、乖離のある工種について、参加申請のあった者から見積書を徴収し、その平均値を発注者積算に採用しています。</p> <p>◆他の施設でも同様の状況が発生しており、昭和40年代の施工レベルでは、施工不良とまでは言えないと考えます。</p> <p>◆機能診断時に、更新も含めた比較検討をしており、ライフサイクルコストの面で補修の方が有利と判断されています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>3 随意契約</b>  <b>新川流域二期農業水利事業</b>  <b>新川河口自然排水樋門その2工事</b></p>	
	<p>◆技術提案方式というのは、本工事の請負者だけでなく、他の業者からも提案を募ったのか。</p> <p>◆随意契約のフローを示した資料においては、どの段階で技術提案を特定したのか。</p> <p>◆随意契約理由書に「後工事については、前工事と一体不可分となる工種を実施」と記載があるが、後工事とは本件の工事を指し、前工事とは新川河口自然排水樋門建設工事を指すのか。</p> <p>◆本件の工事については、技術的に優れた提案を行ったから随意契約を行ったということではなく、前工事と一体不可分だからという理由になるのか。</p> <p>◆本件の工事の方が技術提案を募って行う難しい工事であり、前工事はそうでもない工事ということではないのか。</p> <p>◆本件の工事は、前工事の段階で予定されていた工事ということか。</p> <p>◆見積執行調書を見ると、見積合せを3回行っており、10万円ずつ下がっているが、これは何を意味しているのか。</p>	<p>◆本工事の関連工事である新川河口自然排水樋門建設工事の発注時において、技術提案・交渉方式を採用しており、公示手続きにより技術提案を公募し、10者から提案がありました。</p> <p>◆随意契約のフローを示した資料については、新川河口自然排水樋門その2工事に限って記載してあるため、技術提案の特定手続きは記載されていませんが、新川河口自然排水樋門建設工事も含めた契約の経緯を記載した資料にあるとおり、平成30年12月3日に技術提案の審査結果に基づく優先交渉権者の決定通知を行っています。</p> <p>◆そのとおりです。</p> <p>◆そのとおりです。</p> <p>◆前工事、後工事も含めた新川自然排水樋門の改修工事全体について技術提案を募り、令和元年度に前工事を契約し、後工事については前工事と一体不可分のため、今年度に入ってから前工事の請負者と随意契約を行ったということです。</p> <p>◆前工事、本件の工事及び令和4年度発注予定の工事も含めて計画された工事です。</p> <p>◆見積合せは、請負者が見積もった金額で札入れを行い、官側で積算した予定価格と比較して予定価格の範囲内であれば採用決定となりますが、この場合は、1回目、2回目の見積合せでは請負者側の見積金額が予定価格を上回っていたため採用とならず、3回目で予定価格を下回り採用決定しました。</p>

◆見積合せの回数制限はないのか。

◆入札の場合は、原則2回までと決まっていますが、見積合せの場合は特に回数制限はありません。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>4 一般競争（総合評価落札方式）</b></p> <p><b>令和2年度設計材料単価実態調査業務</b></p>	
	<p>◆作業内容を見ると、地区別資材の市町村毎の単価を調査する項目もあるが、なんでも広域化している世の中で、狭い範囲での価格を調べる意味はあるのか。</p> <p>◆1者応札の具体的な改善策として、公告期間の延伸を行ったが有効ではなかったため、今後1者応札の事後審査の対象外とすることが妥当ということだが、例えば3年契約とするということとはできないのか。</p> <p>◆企業にとっては、複数年契約のメリットがあると思うので、今後検討をお願いしたい。</p> <p>◆本件の調査結果は、工事の積算に使われるということだが、守秘義務はないのか。</p> <p>◆公共工事は農林水産省だけでなく、国土交通省なども実施していることから、農林水産省独自で調査するのではなく、国として調査し、一つの単価があれば良いのではないか。</p> <p>◆今後は1者応札の事後審査の対象外とするという話があったが、そのことについて、委員として意見等する必要はあるのか。</p> <p>◆本件の調査は、他の農政局でも実施していることだと思うので、他局の状況なども聞いた上で検討していただきたい。</p>	<p>◆生コンや砂利、砂など、市町村毎に価格差のある資材があります。このため、国営事業所の現場がある地区の市町村毎に、工事価格の積算に必要な資材単価を調査しています。</p> <p>◆工事については、国庫債務負担行為で複数年契約もできますが、建設コンサルタント業務では、基本的には認められていません。</p> <p>◆現状では難しいですが、今後の検討課題としたいと思います。</p> <p>◆調査結果による資材価格については、北陸農政局ホームページで公表しています。</p> <p>◆工事の積算単価には資材価格以外に労務単価がありますが、労務単価については国土交通省と共通の単価を使用しています。資材の単価については、実際の工事の実施箇所における単価が必要となりますので、共通化できない部分は、それぞれの事業主体で調査を行っています。</p> <p>◆1者応札の事後審査は、発注した事業所等における入札・契約手続審査委員会で決定する事項ですので、本委員会に諮るものではありません。</p> <p>◆分かりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>5 簡易公募型競争 信濃川左岸流域農業水利事業 4号幹線用水路他建物等事前調査業務</b></p>	
	<p>◆本件の請負者は、本委員会の審議対象に時々登場し、予定価格に対してかなり安価で契約している件が多いように記憶しているが、なにか理由があるのか。</p> <p>◆入札公示の文章の中に「本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり」とあるが、これはどういうことか。</p>	<p>◆同種の業務を多く経験していて、ノウハウがあるからということがあると思います。また、これは推測になりますが、安価でも受注することにより仕事を確保し、社員の人件費は確保した上で、一般管理費等は極力圧縮するというような会社の方針があるのではないかと思います。</p> <p>◆業務成果品の品質を確保するため、予定価格に対して、概ね8割を下回る価格で契約した場合に、現地調査等の屋外業務に際しては管理技術者が現場に常駐することや、すべての打合せに管理技術者が立ち会うことなどが定められており、本件の場合はそれに該当したということです。</p>



	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>6 簡易公募型プロポーザル 河北潟周辺農地防災事業 農業振興支援業務</b></p>	
	<p>◆説明の中で何回か技術提案書という言葉があり、本件でなくても構わないが、何か分かり易い技術提案書の例があれば拝見したい。</p> <p>◆河北潟周辺地区の地区概要の中に「工期」という記載があるが、これはどういう意味なのか。</p> <p>◆説明資料の図の河北潟放水路のところに、破線と実線で示されたものがあるが、これは何か。</p> <p>◆この事業は、金沢市や周辺の人々が非常に関心のある事業になるので、きちんとPRしてほしい。</p> <p>◆事業が完成したら、ほぼ水は浸かなくなるのか？</p> <p>◆干拓地の現地を見たとき、水田もあったようだが問題ないのか。</p>	<p>◆分かりました。次回委員会において、お示しします。</p> <p>◆本件の業務を含む国営河北潟周辺農地防災事業全体の実施計画として、令和元年度に着手し、令和13年度までに、この事業を完成する予定であるということです。</p> <p>◆それは、改修予定の防潮水門で、破線が既設の水門の位置で、実線が改修予定の位置となります。上流側に新しい水門を建設する計画です。</p> <p>◆農地だけでなく、地区全体の冠水被害も軽減する効果があるので、農業者だけではなく、地域住民の皆様にも事業の効果なり必要性をご理解いただきたいというのが私どもの思いです。 金沢競馬場周辺などは、強めの雨が降るとすぐに冠水してしまう場所ですが、潟端南排水機場等の改修により、現状を改善できると考えており、本件の業務の成果品等を基に、PRできれば良いと考えています。</p> <p>◆全く浸かなくなるとは言えませんが、少なくとも営農に支障がないように、機能回復はできると考えています。</p> <p>◆干拓地の中は、飼料用米等の例外的に認められた範囲で米の作付けが行われています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>7 企画競争（役務）</b> 令和2年度全体実施設計笹ヶ峰二期地区 地すべり対策技術検討委託業務</p>	
	<p>◆本件の内容は、地すべり対策の技術的方針を取りまとめるために、学識経験者等を集めた検討会の企画・運営を行うということだが、この業務内容を農政局の職員が行うことも可能ではないかと思うがどうか。アウトソーシングしたということであれば、どのような考え方でそうしたのかを教えてください。</p> <p>◆本件の受託者は、どの程度の規模の組織なのか。今回の審議案件で6番目も同じ者だが、手持ち人員が豊富なのか。</p> <p>◆説明資料にある「アンカー」とは何か。</p> <p>◆大規模地すべりが発生すると、最近話題のダム崩壊に繋がりがねないということか。</p>	<p>◆ご指摘のとおり、農政局の業務をアウトソーシングしているものですが、検討会の委員として地すべりの調査、研究及び実務に関する専門的知識を有する学識及び実務経験者を選定することや、検討会における委員の発言内容を技術的課題ごとに体系的に検討及び取りまとめを行うという内容も含んでいることから、地すべり対策に関する知見を有していて、学識経験者等との人的ネットワークも有している者から行ってもらう必要があるためです。</p> <p>◆職員数は今把握していませんが、一般財団法人として農業農村整備分野の技術的課題等についての調査研究等を全国的に行っている組織で、研究員等も多く抱えており、また大学等とのネットワークも有しています。</p> <p>◆法面保護工の一種で、アンカーと呼ばれる長い鋼材を斜面の土中深くに差し込み、斜面の表面にはコンクリート等でそのアンカーを固定して、斜面の安定化を図るものです。</p> <p>◆地すべりが発生した場合、ダムへの影響も懸念されることから、地すべりが発生しないように今から対策を検討して、来年度から対策工事の実施を予定しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>全般について</p> <p>◆指名停止一覧の資料を見ると、作業員の死亡事故を起こした者の指名停止期間が2週間で、労働者がけがをした者の指名停止期間が1ヶ月間となっているが、これは何故なのか。</p> <p>◆いずれの場合も、罰金刑の略式命令を受けているので、罰金の金額に応じて指名停止の期間の長短を決めるとかいうことにはならないか。</p>	<p>◆死亡事故の方は、工事現場での事故であるのに対し、けがの件は、自社工場内の事故であったという違いがあり、それぞれ北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領に指名停止期間が定められています。</p> <p>◆当局においては、当該要領に基づいて期間を決定しています。</p>